

2003年4月の雇用失業状況

登録失業者 449.5万人 (西：281.1万人、東：168.4万人)

失業率(季節調整値) 10.7% (EUスタンダード 9.4%)

c.f. 「運営用房が発表する失業登録者の数は、EU統計局(EUROSTAT)のアンケート統計により、20%ほど高い」と書わってきた。

失業登録をしているが、「いつでも就労可能な状態」にはない人(Nicht Verfügbare)が登録失業者の1/5ほどと書かれている。

失業の定義

就労関係がない（全く就業していないか、週15時間未満の就労をしているだけ）で、

社会保険加入義務のある就労（週15時間以上の就労）を検している。

§ 119 積極的な求職、§ 119 Verfügbareit 仕事にいつでもつけること

§ 121 Zumutbarkeit、§ 122 失業登録

失業保険

保険料： 6.5%を労使折半

保険料算定期所得上限： 5,100ユーロ(西)、4,250ユーロ(東)

逆差による赤字補填：

過15時間以上の就労をし、かつ月に325ユーロの収入を得ている(2003年3月まで)。

男性、週15時間以上の就労。

受給権：失業する以前の3年間に、12ヶ月以上保険料納出義務のある就労をしたこと。

給付額の算定：受給権の生じる以前、62週の平均賃金

給付額： 代替率

給付期間：

紹介された求人を拒否できない要件：紹介可能なのは、賃金が、失業後3ヶ月間は前職の80%、6ヶ月までは70%、7ヶ月目以降は失業保険・失業扶助の給付断までの就労先。また、通勤時間は往復2.5時間以内のものが紹介可能（ただし単身者は失業4ヶ月日から通勤時間の条件はなくなり）。

罰則：重要な機会なしに自から離職したり重複登録などの場合は、12週間の給付制限(Sperzeit)

(この期間は、給付期間から差し引かれる)

税・免除

社会保険： 運営用房が、受給者に代わり、年金保険料・健康保険料・介護保険料を支払う

所得控除： 週15時間未満の就労の際は、月 165ユーロもしくは、失業保険給付額の20%までは収入と認定しない。

週15時間以上就労すると、失業保険受給資格をなくす。

失業扶助 財源： 運営
受給権： 失業保険の給付期間を終えた（失業保険の受給資格があつた） + 要扶助認定

給付期間： 6ヶ月なし

給付額：代替率 (ただし、過渡)

制限：税、社会保険、所得控除は、失業保険と同様。

社会扶助

（野宿者・人種資料センター「Shelterless」、No.9、2001年9月掲載誌より）

（1）「達立性の原則」（生活保護法4条補足性の原則に匹敵）「自己の労働力を活用する義務」後立性原則によって社会扶助受給以外の可能性が窮屈に追及されるわけではなく、それが現実に可能かどうかという「事實上の状況」に基づき判断されています。既先する請求権が存するという法的状況にあるとしても、それを直ちに実現できない場合は、生活扶助が適用されます。

しかも就労能力の活用は人格に關する問題です。運営行政裁判所の判例は、「運営社会扶助法は、分動にによって困難を回避することを単なる経済問題とは考えていません。換算すれば、扶助申請者が自らの稼働能力を活用することを、収入や資産と同列に扱うことをできなく」と明記しています(BverGE Bd.29 S.99)。就労そのものは、扶助受給者が自己生活をおくることを援助する手段であり、人格の尊重の機會を与えら手段であり、さらに入門の算術に対する生活の重要な基準なのです。

なお、就労可能かどうかの判定基準は社会扶助法に規定されています。「労働及び労働機会を期待してはならない」条件がそれです（18条3項）。①内因的または精神的に就労が不可能な場合、②從来においていた職種への就労を今困難にしてしまう場合、③その他重要な要因、例えば就労によって3歳未満の乳幼児の育児や、家庭の虐待、親族の介護などが妨げられる場合、には就労不能となります。子供が3歳になり保育園に通い始めるなどして、これら3つのどれにもあたらなければ、就労が「期待可能」となります。

（2）就労扶助（Hilfe zur Arbeit）の概要

①就労扶助のための位置とその監督機関

1980年代後半から社会扶助実施主体である自治体（都及び市に属さない市）は、自立援助の手段として就労扶助（ドイツ運営社会扶助法18条から20条）に着手し、様々な活用をしてきました。就労扶助とは、扶助を求める人へ、一般労働市場での就労活動に立ち入りで一定期間、より良い仕事につく準備として、自治体が就労する場を提供することです。社会扶助法は、金銭給付を中心とする「生活扶助（HLR）」と、日本での福祉サービス開拓法に該当する「特別生活扶助（TbL）」から成り立っています。就労扶助は、自助の援助対策として特別生活扶助の一環である性格を持ちますが、法律規制としては生活扶助としています。同法社会扶助主体である自治体は、「扶助中顧みる就労をやめ、労働の強を保つことができる」と義務を負っています。一般労働市場で受給者の個人的努力によって就労先を確保できない場合には、自治体が就労の機会（就労の場）を作り出さなければなりません。1996年社会扶助改修法により、自治体の就労扶助実施義務が強化され、その内容も拡充されました。まず、一般企業への就労扶助が持つ以上の援助体制を備えています。すなわち、自治体は貢献的な就労扶助を通じて、就労を芳げる多様な困難に応じた就労の機会を与えているのです。まことに、就労扶助が容認な人に「雇入れ事業主への賃金扶助が贈与されています（16条4項）。次に、職業能力や経験が不足し、すぐには一般企業に就職できない人のために、OJTを兼ねた2年までの期限付き就労扶助が選択されます（19条1項、19条2項1文第1項折合）。一般労働者に適した賃金が支払われ、失業保険等社会保険の対象となります。環境・福祉・教育の面などを中心に、民間福利企業と競合しない分野に就労します。若年者にこの形態の就労扶助を提供することができますが自治体の義務とされています。さらに、一般企業での就労が困難な人は、短時間の屋外単純作業が提供されます（19条2項1文第2選択肢、20条）。公園や道路の清掃、緑地の維持管理などが主な仕事です。賃金は保障費に加算されます。これまで生活のリズムや社会的つながりを回復し、上で述べた就労扶助につながるという流れです。

多くの自治体は生活扶助担当の施設とは別に、就労扶助の担当機関として独立の組織を設立し、そこに専門教育を受けたソーシャルワーカーを置く配置しています。就労可能な申請者や受給者はそこで面談を義務付けられています。面談で職業能力・適性の確認と、雇用生活の方針付けがなされます。それともとに、就労先が紹介され、自己計画を共闇開けます。就労との連携の方法と、職業訓練の受講と組み合わせることもあります。実際の就労先は、自治体、第三セクター、福利団体、小規模のNPO団体、雇用会社など多様です。	
②就労扶助の成果	
ドイツ都市会議の調査によれば、就労扶助によって提供された就労の機会は、1993年に12万人分だったのが、96年に19.9万人分、98年には30万人分と急増しています。就労扶助を経て就労している人を含めて、就労扶助終了後、就労していた人のうち約30%ほどが明らかの仕事を見つけ就職しています。就労扶助を終えてから引き続き労働行為による雇用創出は概（ABM）に從事したり職業訓練を受講している人を含めれば、40~60%が失業から脱することができます。失業となても、失業保険（さらに失業扶助）を受給できるようになるので、生活扶助だけで暮らしている人はほかで、「就労扶助に従事した人からは、職業能力を高めることができた」「社会的コントラクトが持て、精神的な安定を得ることができた」「生活水準が向上し、負担も減らせた」という多面的な評価が寄せられています。	

失業扶助支給額（平均）		社会扶助支給額（平均1.9人世帯、平均支給額） 給支給額 783.86 ユーロ うち 医療保険料 110.79 年金保険料 99.60 介護保険料 8.66 ネット生活費支給額 512.79	817 ヨーロ (うち家賃) (284) 収入認定 -435 ネット支給額 379
社会扶助の内訳：差額額+家賃相当額+賃房費+保険料(医療・介護・年金)+増加需要			
失業扶助と社会扶助の支出額			
	失業扶助	社会扶助※	
給支給	86	63	8400億円
社会保険及医療扶助	32	20	2800億円
就労援助(扶合給)	42	21	
行政コスト(八件費管理費)	9.2	13	
単位：億ユーロ			
※就労可能な人（世帯員1人）への給付 なお、就労援助給付は、州、ヨーロッパ社会基金などとの協同財源である 出所：「失業扶助と社会扶助の統合」ワーキンググループ報告、P.9			

失業扶助と社会扶助（生活扶助）の併給状態	
(1) 社会扶助受給世帯のうち（2000年末）、 9.1%の世帯が失業扶助を併給している。	
(2) 併給者は29万人、失業扶助受給者146万人中の19%、失業 登録している生活扶助受給者は69万人中の42%。	

社会扶助の内訳によれば、就労扶助によって提供された就労の機会は、1993年に12万人分だったのが、96年に19.9万人分、98年には30万人分と急増しています。就労扶助を経て就労している人を含めれば、40~60%が失業から脱することができます。失業となても、失業保険（さらに失業扶助）を受給できるようになるので、生活扶助だけで暮らしている人はほかで、「就労扶助に従事した人からは、職業能力を高めることができた」「社会的コントラクトが持て、精神的な安定を得ることができた」「生活水準が向上し、負担も減らせた」という多面的な評価が寄せられています。	
(3) 就労拒否に対する制裁	
連邦社会扶助法は就労可能な受給者に就労扶助を受け入れる義務を課し、「精神可能な方針を行うことや19条及び20条による精神可能な措置に従うことを拒否する者は、いかなる生活扶助請求権も有しない。東一保障として扶助を少なくとも26%減額する。扶助受給者にはあらかじめこのことが公示されなければならぬ」と制限を規定しています（社会扶助法第25条）。就労扶助を拒否するなら生活扶助を支給しないとなるわけで、就労扶助がワークテストとして使われる可能性があります。80年代にはいくつかの自治体が受給者に屋外の単純作業を義務付け、就労しなかった人には生活扶助を支給しないという対応を取りました。現在もワークテスト化する傾向がでている地元もあります。福祉団体や自助グループはこうした運用を厳しく批判してきました。強制ではなく自主性に基づく就労を原則とする自体も多いです。	

給付額	失業保険給付額	失業扶助給付額	受給者	失業扶助
1983 42,588	13,975	56,563	1,887,179	1,759,187 2,646,366
1984 45,955	17,431	63,233	1,912,965	949,959 2,692,824
1985 48,183	20,509	68,692	1,780,231	981,733 2,761,984
1986 55,642	24,224	79,866	1,988,516	1,104,438 3,092,954
1987 59,201	27,988	67,195	2,154,561	1,355,797 3,508,358
1988 52,800	30,438	83,238	1,987,180	1,504,052 3,491,232
1989 48,595	30,473	79,068	1,828,729	1,494,677 3,323,496
2000 46,150	25,741	71,891	1,694,516	1,458,663 3,151,239
2001 48,139	24,980	73,129	1,724,543	1,477,471 3,292,014

単位：100万 DM 出所：2001年連邦雇用庁（BA）業務統計
3兆2000億円

失業保険及び失業扶助支出額(2001年)

受給者への支給額	失業保険	14.6	失業扶助	6.9	
医療保険保険料		3.9		2.0	1兆 2000 億円
年金保険保険料		5.6		1.7	3200 億円
介護保険保険料		0.5		0.2	7400 億円
合計		24.6		12.8	600 億円

単位：10億ユーロ

Quelle: Bundesanstalt fuer Arbeit

出所：Kalleborn, IAB Werkstattbericht Nr.16/2002

連邦雇用庁会計(2001年)

歳入	歳出	
保険料	92,582	Leistungen zum Ersatz des Arbeitsentgelts bei Arbeitslosigkeit und Zahlungsfähigkeit des Arbeitgebers sowie Erstattungen an die Rentenversicherung
Beiträge		51,019
割り当て金	3,207	Ermassunungsleistungen der aktiven Arbeitsförderung nach dem SGB III ohne Überbrückungsgeld, institutionelle Förderung und ohne Förderung von Strukturangepassungsmassnahmen
Umlagen		27,259
その他の歳入	3,336	Sonstige Leistungen der aktiven Arbeitsförderung (z.B. Kurzarbeitergeld, Überbrückungsgeld, Strukturangepassungsmassnahmen, zusätzliche arbeitsmarktpolitische Massnahmen aus Mitteln des ESF
連邦補助金	3,777	Sonstige Ausgaben zur Erfüllung der Aufgaben der BA einschließlich Verwaltungsaufwendungen
Zuschuss des Bundes		6,990
歳入計	102,902	歳出計 102,902

単位：Millionen DM、出所：2001年 BA 業務統計 P.56

連邦補助金

1994	5,219
1995	3,524
1996	7,037
1997	4,893
1998	3,97
1999	3,739
2000	0,867
2001	1,931
2002	5,623
2003	7,000億円 0 (Soll)

単位：Mrdユーロ

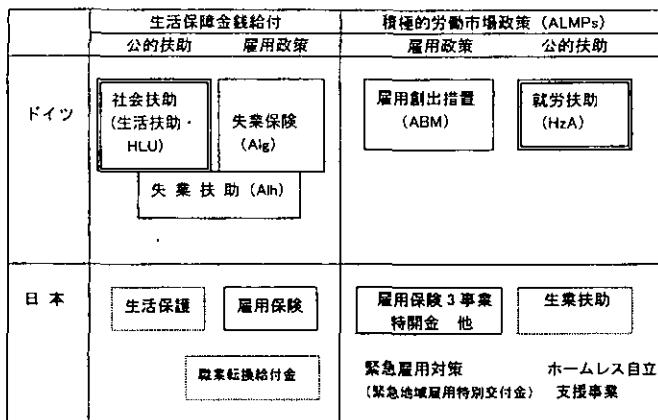
資料出所：SPD “Agenda210” 説明資料より

第1図 日独の失業に対するセーフティーネット（雇用政策と公的扶助）

2003.5.17.

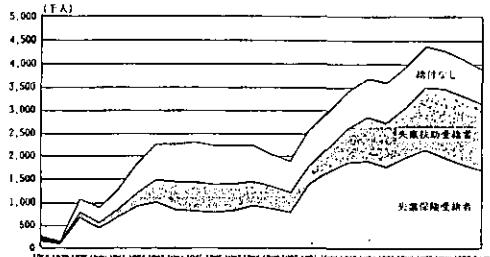
布川資料

①



②

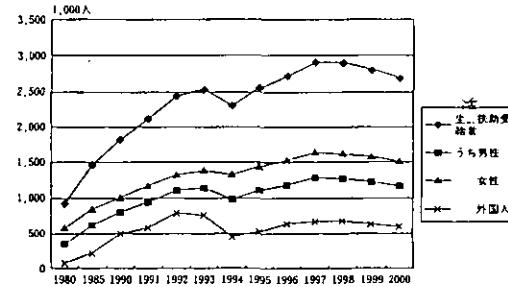
図1-2 登録失業者の失業保険・失業扶助受給状況



資料：Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung, Statistisches Taschenbuch 1998, 2001
Bonnをもとに作成。

③

図序-1 生活扶助受給者の推移



資料：Statistisches Bundesamt, Mitteilung für Presse, 21. August 2001

④

表1-4 失業保険及び失業扶助の前職賃賃金代替率（給付率）の推移（単位：%）

年	失業保険							失業扶助									
	保険料率	1975	1976	1982	1984	1986	1991	1993	1994	給付率	58.0	58.0	58.0	56.0	56.0	56.0	53.0
失業保険	保険料率	2.0	3.0	4.0	4.6	4.0	6.8(6.3)	6.5	6.5	給付率	68.0	68.0	63.0	63.0	63.0	60.0	68.0
										給付率				68.0	68.0	68.0	67.0
失業扶助	給付率	58.0	58.0	58.0	56.0	56.0	56.0	56.0	57.0	給付率	58.0	58.0	58.0	58.0	58.0	58.0	57.0

(注) 給付率の下段は、被育児親のある子供いる場合。

資料：Johannes Steffen, Sozialpolitische Chronik, Arbeitnehmerkammer Bremen, August 2001をもとに作成。

⑤

図序-5 就労可能な社会扶助（HLU）受給者（18～59歳）

社会扶助（HLU）受給者		1997年水口
17歳以下		1,077,000
60歳以上		269,000
18～59歳の受給者総数	=	1,548,000
育児、介護等の理由で就労できない		265,000
疾病、障害のため、労働不能であり就労できない		109,000
就労可能な受給者	=	1,174,000
現在すでに就労中（フルタイム・パートタイム）		133,000
現実、職業訓練受講中		44,000
就労先を必要としている受給者	=	996,000
うち		
失業登録をしている人		678,000
何らかの理由で求職活動をしていない		318,000

資料：Statistisches Bundesamt, a.a.O., SB11.1より作成。

⑥

表1-2 失業保険給付日数

提出期間 (月／日)	給付期間 (日／月数)			
	45歳未満	45歳以上	47歳以上	52歳以上
12 360	6/180	6/180	6/180	6/180
16 480	6/240	6/240	6/240	6/240
20 600	10/300	10/300	10/300	10/300
24 720	12/360	12/360	12/360	12/360
28 840	14/420	14/420	14/420	14/420
32 960	16/480	16/480	16/480	16/480
36 1080	18/540	18/540	18/540	18/540
40 1200	20/600	20/600	20/600	20/600
44 1320		22/660	22/660	22/660
48 1440			24/720	24/720
52 1560			26/780	26/780
56 1680			28/840	
60 1800			30/900	
64 1920			32/960	

⑦

表序-1 社会扶助受給期間

	1回の受給期間	ネット受給期間
短期（1年以内）	76%	57%
中期（1年から3年）	14%	21%
長期（3年から5年）	5%	12%
超長期（5年以上）	5%	11%
ケース数	1,030	586

資料：S. Leibfried, L. Leisering u.a., Zeit der Armut Lebensläufe im Sozialstaat, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, 1995, S.83.

(8)

表3-3 独効扶助の認形態

社会扶助法	内 容	該 労 先
16条4項	・事業主への補助金 ・一般労働市場における雇用の促進	一般労働市場
18条5項	・一般労働市場で既存した生活扶助受給者への補助金(別額付き)	一般労働市場 (「コンビ資金」)
19条1項	・特に若手若手社会保険加入義務のある就労を提供する	雇用機会の創出
19条2項1文 第1選択肢	・社会保険加入義務のある労働関係 ・地域一般の扶養手帳	公的的かつ追加的雇用機会 (一定の資格・能力が必要)
19条2項1文 第2選択肢	・公的的開拓 ・充分に伴う支出を生活扶助に加算	公的的かつ補足的雇用機会 (額外の単純作業など・短期)
20条	・受給者の実状に合わせる ・就労に伴う支出を生活扶助に加算	

(9)

表3-4 独効扶助(社会扶助法19条及び20条)受取者の推移

	千人/AJ			
	1993年(178都市)	1996年(186都市)	2000年(180都市)	2001年(180都市)
総 数 郡市平均	総 数 郡市平均	総 数 郡市平均	総 数 郡市平均	総 数 郡市平均
第19条1項	3,410 19.2	16,856 90.6	24,950 138.6	
第19条2項1支第1選択	13,350 75.0	21,990 118.2	39,395 218.9	
第19条2項1支第2選択	12,110 68.0	30,790 165.5	60,106 335.6	
第20条	2,170 12.2	3,670 19.7	6,566 36.3	
計	31,040 174.4	73,310 394.1	131,317 729.5	

(注) 各調査報告書は、総数と項目ごとの構成比を公表しており、各項目ごとに実数は示していないため、該当扶助各形態ごとの数字は推計値である。

資料: Deutscher Städte- und Kommunale Beschäftigungsförderung Ergebnisse einer Umfrage von 1997 über Hilfen zur Arbeit nach BSHG und Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen nach AFG, Köln, 1997. „Kommunale Beschäftigungsförderung Ergebnisse einer Umfrage über Hilfen zur Arbeit nach BSHG und Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen nach AFG im Jahr 2000“, Köln 2001, S.12-66をもとに作成。

(10)

表3-5 失業者世帯の構成

	西ドイツ地域		東ドイツ地域	
	1,000人	%	1,000人	%
失業者 登録失業者(分離者統計)	2,904		1,375	
失業者(SOEP統計)	2,967		1,703	
失業者世帯の就業・失業構造*				
失業者が1人	918	38.6	409	30.6
失業者+失業者	39	1.6	146	10.9
失業者+既業者	863	36.3	569	42.6
失業者+非労働力人口	558	23.5	212	15.9
失業者世帯合計	2,378	100.0	1,336	100.0
失業者世帯の世帯員**				
失業者が1人の世帯	1,076	19.5	606	38.1
失業者+失業者の世帯	112	2.0	423	12.7
失業者+既業者の世帯	2,536	45.9	1,788	53.5
失業者+非労働力人口の世帯	1,805	32.6	524	15.7
失業者世帯全体の世帯員合計	5,530	100.0	3,341	100.0

(注) ■1: 失業者のいる世帯
■2: 扶養する子供があればそれらも含めた世帯構成員全員の人数
なお、バーナーが両親主義(夫)や就労不能な状態にある場合は、こなれない用語だが、「非労働力人口」とした。

資料: W. Hanesch/P. Krause/G. Backer, Armut und Ungleichheit in Deutschland, Rowohlt Taschenbuch Verlag, Hamburg November 2000, S.231, S.234をもとに作成。

(11)

表3-6 「50%貧困」水準と社会扶助給付水準

	社会扶助給付額 (一時扶助給付額) DM	50%所得水準 DM	格差
単身者	1,066	1,039	97.5%
夫婦			
一子供なし	1,670	1,766	105.7%
一子供1人	2,125	2,390	112.5%
一子供2人	2,550	2,909	114.1%
一子供3人	2,981	3,325	111.5%
一子供4人	3,398	3,844	113.1%
1人親			
7歳未満の子供1人	1,751	1,558	89.0%
7~13歳の子供2人	2,281	2,078	91.1%
2歳未満の子供1人	2,360	2,078	88.1%

(注) 1ユーロ = 1,9583DM
出所: W. Hanesch/P. Krause/G. Backer, Armut und Ungleichheit in Deutschland, Rowohlt Taschenbuch Verlag, Hamburg November 2000, S.141.

(12)

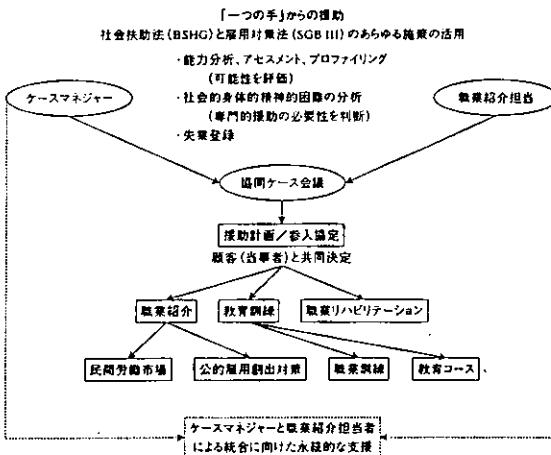
ジョセントー
(社会事務所と労働事務所の協同)

図1 ジョセントー・ケルン

表3-7 低所得(貧困)失業世帯の出現率(%)

	西ドイツ地域		東ドイツ地域			
	1988年	1997年	1998年	1991年	1997年	1998年
失業者が一人の世帯	33.9	31.7	26.4	35.2	34.9	22.5
失業者+失業者の世帯	38.1	43.7	42.4	28.8	34.3	20.5
失業者+既業者の世帯	14.0	19.2	25.8	2.7	6.5	5.9
失業者+非労働力人口の世帯	54.2	35.9	43.5	16.1	14.1	7.7
全失業者世帯に占める貧困世帯	31.4	28.1	32.1	9.6	15.4	11.2
全世界中の低所得世帯比率	10.1	9.1	9.5	4.1	6.3	4.5

資料: Ebenda, S.243.

表3-8 低所得(貧困)失業世帯の出現率(%)

	西ドイツ地域		東ドイツ地域			
	1988年	1997年	1998年	1991年	1997年	1998年
失業者が一人の世帯	33.9	31.7	26.4	35.2	34.9	22.5
失業者+失業者の世帯	38.1	43.7	42.4	28.8	34.3	20.5
失業者+既業者の世帯	14.0	19.2	25.8	2.7	6.5	5.9
失業者+非労働力人口の世帯	54.2	35.9	43.5	16.1	14.1	7.7
全失業者世帯に占める貧困世帯	31.4	28.1	32.1	9.6	15.4	11.2
全世界中の低所得世帯比率	10.1	9.1	9.5	4.1	6.3	4.5

資料: Ebenda, S.243.

表3-9 給付前後の低所得(貧困)世帯の出現率(1997年)

	50%低所得失業者の出現率(%)		変化率(%)	
	給付以前	給付後	絶対変化	減少率
西ドイツ地域 全失業者 失業期間	42.4	22.6	-19.8	-46.7
1~3ヶ月	14.3	10.5	-3.8	-26.6
4~6ヶ月	35.9	17.5	-18.4	-51.3
7~12ヶ月	57.2	29.7	-27.5	-48.1
東ドイツ地域 全失業者 失業期間	45.0	14.0	-31.0	-68.9
1~3ヶ月	24.7	9.3	-15.4	-62.3
4~6ヶ月	18.2	5.5	-12.7	-69.8
7~12ヶ月	67.2	20.2	-47.0	-69.9

(注) 表3-10の低所得世帯の出現率と、上の表に示した数値は若干異なる。ハッシュマーは、年齢ベースでの計算と月齢ベースでの計算結果が異なるからだと説明している。

資料: Ebenda, S.267.

(13)

「不正受給」の社会学

—生活保護をめぐるモラル・パニック—

菊地英明

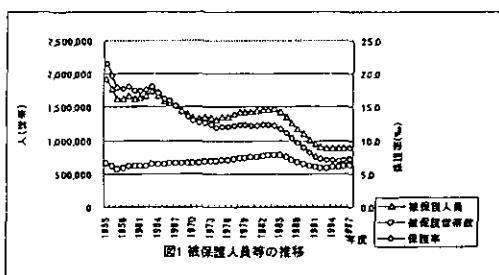
国立社会保障・人口問題研究所

kikuchi-hideaki@ipss.go.jp

公的扶助研究会 2003(平成15)年5月28日

問題の所在

- 1980年代後半の受給者急減



- 今日では再び増加しているが...通底する問題?
- 背景としての「不正受給」問題と「適正化」
 - ①不正受給急増→適正化論(「常識」的見解)
 - ②当局の陰謀・悪意→適正化論(社会福祉学のメインストリーム)
 - →いずれも実証にたえない議論
- 1970年代後半～80年代：選別主義的給付へのScroungerphobia(たかり屋嫌悪, by Deacon)が各国で
 - 普遍的な問題？

2

不正受給の定義

稼働収入関係	稼働収入の無申告
	稼働収入の過小申告
稼働収入以外 の収入関係	保険金等の無申告
	各種年金等の無申告
	貯金等の無申告
	交通事故に係わる収入の無申告
その他	
(その他)	

- 不正受給＝フローの無申告・過少申告(所得隠し)
 - =困窮していない者が受給すること
 - 道徳上の問題(労働忌避、素行不良等)がある困窮者が受給すること、ではない
- 質問されていたのは、本当に不正受給そのものだったのだろうか？
 - 「不正受給」と「濫用」の区別(後述)
- 本当に不正受給は増えていたのか？
- 「不正の増加」という状況の定義づけが行われることで、以後の生活保護行政はどのように変化したか？³

生活保護法の言説

- 「保護基準」(経済的指標)と「保護資格」(道徳的指標)から、受給者を選別
 - 前者の逸脱→不正受給(fraud)=法律違反
 - 後者の逸脱→濫用(abuse)=趣旨に反するが違法ではない
- 道徳的選別はどのように行われてきたか？
 - 救貧法=“the deserving”(救済に値する者) vs. “the undeserving”(救済に値しない者)
 - 「無差別平等」-「保護の補足性」-「社会通念」の3レベル

政策理念		この法律の目的	
政策目標		保護基準	保護資格
	公式目標	最低生活(第3条)	無差別平等(第2条)
	実効的目標	基準及び程度の原則(第8条) 必要即応の原則(第9条)	保護の補足性(第4条) 申請保護の原則(第7条) 世帯単位の原則(第10条)

社会学の「モラル・パニック」論

- Cohen, S.(1972)の若年非行研究
 - ①マス・メディアが逸脱の原因を特定の集団(「フォーク・ビル」=暴走族などの社会悪の象徴)に帰属
 - ②大衆感情の悪化・不安の増幅
 - ③過剰な統制(→④逸脱の増幅)
 - 逸脱のラベリング理論(Becker, H.)の応用
 - ラベリングの前提となる社会意識そのものの変遷を、マス・メディアの増幅作用に注目して解明(徳岡、1987)
- 図式化すると、
 - 逸脱者の発見→道徳企業家(Becker, H.)による対処要求
→行政による摘発体制強化→逸脱者の発見→…

5

発端となった報道(『読売』1980.11.19朝刊)

- 「暴力団を生活保護で丸抱え
—御坊(和歌山)の組員70人中なんと60人が受給」

公費で暴力団員が養われていた。和歌山県の御坊市で、市内にある七つの暴力団の組員のほぼ八割にあたる約六十人もの暴力団員が、そろつて市の福祉事務所から生活保護費をもらっていたことが十八日、表ざたになった。御坊市が逮捕した組員の「自供」から、はからずも明るみに出たものだが、この中には、組員同士のけんかで殺人を犯して捕まった凶悪犯まで含まれている始末。警察は市当局に対し、「組織の資金源に使われる恐れが強い。生活保護の支給は審査をあくまで厳重に」と申し入れ、同事務所も「今後は警察と連絡して厳しくチェックする」という支給基準の盲点をつかれたかっこう。過去にもこうしたケースはあったというが、これほど大量の支給は初めてと警察庁ではいっており、基準やチェックをめぐり今後、論議を呼びそうだ。
- 「不正受給」(非困窮者の受給)は一切問題にされていない
 - 問われていたのは「濫用」(困窮する素行不良者の受給)である
 - ちなみに逮捕容疑は「銃刀法違反」

6

テクノクラート・レベルの官僚の苦悩

- 児玉昭吾・監査指導課長(当時)の回想

正直にいって、保護を要する状態に立ち至った原因の如何を問わず保護するとしている生活保護の大義名分と、不心得者には無下に血税を費消するなどする世論とのギャップを肌に感ぜざるを得なかつた。

- 無差別平等条項と社会通念との衝突

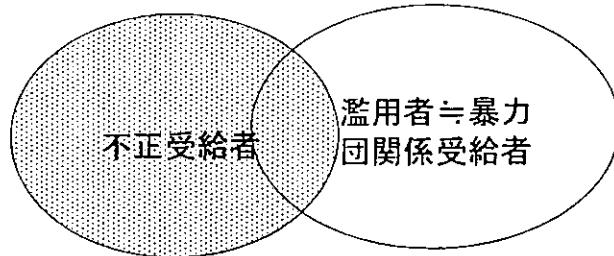
- 問題の本質は、やはり不正受給ではなかつた

7

濫用から不正受給への「翻訳」

—北九州市の場合(江口祐一・北九州市民生局指導課主査の証言) —

- 無差別平等条項→暴力団関係受給者の排除不可能
- 不正受給への「翻訳」→交通保険金詐欺・地下経済の摘発
- しかし…→真の問題との微妙なズレ



- 副産物→一般の不正受給者の摘発事例(1981年後半)
 - 排除手段として意図的に問題にしたはずの不正受給、しかしこちらの方が主役に
 - ちなみに暴力団関係受給者の排除は短期間に完了

8

テクノクラート・レベルの対応①

- 「制度の防衛」論と「挙証責任」論
 - 制度の充実(保護基準引き上げ等)の障害となることを恐れる
 - 現場への過重負担の懸念
- 社保第123号通知(「生活保護の適正実施の推進について」1981.11.17)
 - 収入申告書・資産申告書・包括同意書の徴収
 - 挙証責任の転換+調査体制の強化
 - 1981→82年度の「急増」、「照会」の増加が説明可能

9

不正受給件数(世帯数)の推移

年度	被保護世帯数(A)	不正受給件数(B)	B/A × 100(%)
1978	739,244	336	0.05
1980	744,841	405	0.05
1981	746,997	479	0.06
1982	756,726	813	0.11
1983	782,265	789	0.10
1984	789,602	776	0.10
1985	780,507	974	0.12

- 1981~82年度にかけての「急増」の原因は?

10

不正受給発見の契機

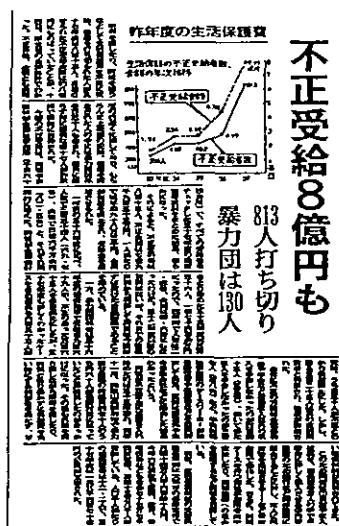
年度	発見の契機 単位:件(カッコ内:%)					
	通報、投書	照会	調査、審査	本庁監査	その他	不正受給 件数(合計)
1978	62(18.5%)	19(5.7%)	236(70.2%)	4(1.2%)	15(4.5%)	336(100.0%)
1979	60(14.8%)	33(8.1%)	278(68.6%)	7(1.7%)	27(6.7%)	405(100.0%)
1980	73(18.2%)	13(3.2%)	248(61.7%)	8(2.0%)	60(14.7%)	402(100.0%)
1981	91(19.0%)	26(5.4%)	320(66.8%)	2(0.4%)	40(8.4%)	479(100.0%)
1982	123(15.1%)	247(30.4%)	396(48.7%)	12(1.5%)	35(4.3%)	813(100.0%)
1983	98(12.4%)		652(82.6%)		39(5.0%)	789(100.0%)
1984	126(16.2%)		583(75.1%)		67(8.7%)	776(100.0%)
1985	192(19.7%)		685(70.3%)		97(10.0%)	974(100.0%)

- ・1981～82年度にかけての「照会」の急増→123号通知の効果
- ・「通報、投書」の増加→大衆感情の悪化

11

「不正受給」急増幻想の形成

- ・相次ぐ「不正受給」報道
 - 焦点は次第に暴力団関係受給者→一般の不正受給者へ
- ・発見→摘発体制強化→発見→…
- ・生活保護行政の「不適正さ」を物語る可視的指標=不正受給



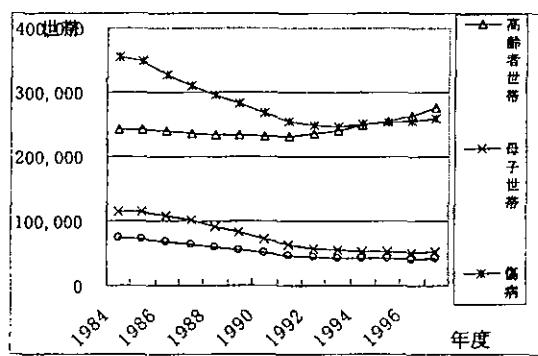
テクノクラート・レベルの対応②

- 臨時行政調査会の「状況の定義付け」の変化
 - 「不適正」イメージの共有
 - 報告:「不正受給者の排除」、「自立助長対策の推進」
 - 不正(たかだか数百件レベル)→濫用への回帰
- 1983年度指導監査方針
 - 就労指導等による自立助長の促進
 - 母子世帯に対する指導・援助の充実
 - 不正受給防止対策の推進
(「自立助長対策の推進」を踏まえて)

13

ストリート・レベルでの対応

- テクノクラート・レベルの方針を受けて
- 申請者・受給者－ケースワーカーの相互行為
 - 生産役割からの合法的免除をめぐるラベリング
 - 「高齢」「傷病・障害」、but「母子」?
- 最も減少幅が大きかったのが母子世帯
 - 離婚の急増をめぐるバッシング



14

今日への教訓

- 社会学の「価値自由」テーゼ→経験科学的分析と政治判断を峻別、でいいのか？
- 行政への教訓
 - 「薺をつついて蛇を出す」的結末
 - 治安問題を福祉の枠内で解決する困難
- 公的扶助改革へのインプリケーション
 - ①経済的保障とその水準、の位相(→保護基準、最低生活保障の問題)
 - ②受給者の倫理性・社会的属性・参加・就労等々、の位相
 - ①と②を切断すべきか否か？(受給にどのような要件を課すか？)
 - ワーク・フェア的方向／ベーシック・インカム的方向の接近？
 - ・単なる所得再分配だけではなく、人間が可能性・潜在能力を発揮するのを支える公的扶助の構想が必要
- 大衆感情、の問題もある→合意形成は如何にして？
 - 生活保護受給者のカテゴリー(社会的に容認された「役割」)
 - ・「高齢者」「母子」「傷病・障害者」に加えて、「その他」世帯
 - 「失業者」世帯なき日本の生活保護(「その他世帯」への包摂)

「公的扶助システムのあり方に関する実証的・理論的研究」
2003（平成15）年度第1回研究会

議事録

日時：2003（平成15）年6月28日（水） 16:00～19:00

報告：

- (1) 「ドイツにおける要扶助失業者への生活保障と就労援助の交錯」 布川日佐史（静岡大学）
(2) 「『不正受給』の社会学—生活保護をめぐるモラル・パニック」 菊地英明（社人研）

参加者：星野信也（法政大学）、橋木俊詔（京都大学）、布川日佐史（静岡大学）、菅原広司、井上鉄也、山田好孝（以上、厚生労働省社会・援護局保護課）
後藤玲子、勝又幸子、阿部彩、菊地英明（以上、社人研）

（以上敬称略）

-
- (1) 「ドイツにおける要扶助失業者への生活保障と就労援助の交錯」 布川日佐史（静岡大学）
<質疑応答>

《女性の就労について》

- (星野) 例えばイギリスでは、able-bodied、五体満足な男性は扶助から排除されてきた。一方で女性については扶助を受けながら育児に専念することが認められてきた。
アメリカなどでは、「welfare から workfare」へということで、女性の就業を促進させる方向にあるが、ドイツではどのような状況になっているのか。
- (布川) 女性といっても、主婦とひとり親の両方を見なければならない。現在のところ、ドイツで問題とされているのは（女性というよりも）若年の無資格者の就労である。特に25歳以下の者については厳しい就労状況になっている。それでもドイツの状況は日本人の視点からすれば決して厳しくはない。
- (後藤) 3歳までは親元で育てるのがアメリカ流であるという話を聞くが…
- (阿部) 確かにアメリカでは3歳までは育児休暇が認められている。
- (布川) 「女性＝主婦」という見方は非常に保守主義的なもので、この場合、「母子＝就労不能」という扱いを受けることになる。今後、学校で丸一日預かってくれるようになれば（=現在よりも保育・教育の時間が延長されれば）、就労可、と見なされることになるのかもしれない。

《若年失業者について》

- (星野) 社会扶助に占める若年失業者の割合が現在は10%位であることだが、かつてはどうだったのか。
- (布川) 若年者の社会扶助に占める割合はここ10～20年ほど増加している。なお、今年から老人については別枠で基礎所得制度が導入されている。

《失業保険の加入要件について》

- (勝又) 日本では雇用保険に加入できない労働者が多いが、ドイツでは失業保険にほとんどの人が加入できるのか。
- (布川) 今年の3月末までは週15時間以上就労し、月325ユーロ以上の収入を得ている者は加入義務があったが、現在では収入要件が撤廃された。実は低賃金の職をどう作るかをめぐって、社会民主党も揺れているようだ。例えばリースター・元首相は失業者でも将来年金がもらえるように雇用者に年金負担を課した。今回の改革では、再び基準を緩和する（月400ユーロまで加入義務なし）ことが検討されている。
- (勝又) 週15時間という要件を満たせば、失業保険に加入しなければならない、という理解でいいか？
- (布川) それ以下であっても、雇用主は年金保険料を拠出しなければならないことになっている。
- (阿部) 失業保険は失業保険加入者に対して行われ、週15時間未満の若者労働者は失業扶助の対象になるということでいいのか。また、社会扶助は就労能力を有さない者に対して行われ、失業手当Ⅱは就労能力を有する者に対して行われるということでおいいのか。
- (布川) その通りである。失業保険受給者は（期限切れ後に）失業扶助に、失業保険に加入していない者は失業扶助から給付を受けていたが、今回失業扶助は廃止されることとなった。なお、パート・フリーター等で、失業保険の対象にはならないが、社会扶助の対象となってきた者は多い。資料の「失業扶助と社会扶助の支給額」によれば、社会扶助は受給者こそ多いが、支給額は低い。これは社会扶助が世帯単位であるためで、このことによって財政負担の抑制に成功している。

《失業保険・失業扶助の2本立てになった経緯》

- (橋木) 失業保険と失業扶助の2本立てになっている国はあまり聞いたことがなく、非常にユニークなものに感じられる。2本立てになった経緯はどのようなものか。
- (布川) この経緯についてははつきりしない。ただし、少なくとも連邦／州が併存しているという政治的背景から2本立てになったわけではない、ということは言える。なぜなら、失業保険は保険料から、失業扶助は税から、というように財源は異なるものの、どちらも連邦雇用庁が運営しているからだ。

《失業扶助の廃止について》

- (橋木) 失業扶助が廃止されるとのことだが、その理由は。
- (布川) 3つの給付が併存しており、非効率であるためだと言われている。複数の制度を労働事務所と社会事務所が協働して運営（「一つの手からの援助」）していく「モータルト・プロジェクト」が進められており、その場合、給付口座を統合することは可能となったが、そもそも制度が縦割りであることによる非効率は依然として存続している。

《就労扶助について》

- (阿部) 就労扶助終了後の人々のうち、30%が雇用を得ているという話は非常に興味深い。日本でこれに相当するものをあげるとしたら「失対事業」になるのだろうが、例えば緑地整備等の、特別のスキルが要らない作業に従事していた者が雇用を得るのは難しいのではないか。
- (布川) 就労扶助にはいくつかの形態があり、ここでの数字は単純労働従事者ではなく、有資格者の3割、ということだ。見かけ上の就労率を上げるために、有資格者だけを取り上げるというテクニックがある。ただし、単純労働従事者についても、聞き取りを行うとステップアップに成功した事例がいくつかあった。
- (阿部) 職業紹介を行うNPOであるジョブボルゼの話があったが、アメリカでも類似の事例がある。この場合、NPOが成功報酬を得るために、障害者などの取り合いをするケースが生じている。ケルンの場合はどうか。
- (布川) ケルンの場合、月に2人の成功報酬を得ればNPOは十分に運営できる。これは決してきついノルマではない。
- (星野) 就労扶助によって提供された就労の機会が、1998年には30万人分へと急増した、となるが（資料「社会扶助」(2)-②就労扶助の成果、を参照）、なぜか。
- (布川) 改革があったためである。この改革後は、自治体が単純な仕事を与えるケースとともに仕事を与えるケースがあるが、後者の場合、就労援助を行うとともに、それによって就労して得た賃金の中から保険料を拠出させることになる。この場合、1年後には保険の受給資格ができ、自治体の責任・負担が減ることになる。
- (星野) 失業保険・扶助の受給者が、1997/98年をピークにして減少しているのはなぜか。
- (布川) 景気の変化の影響である。

《制度転換の背景となる理念》

- (後藤) 今日の話を伺っていると、現在はちょうど制度と制度の「端境期」であるような印象を受ける。近年の失業・扶助の問題に対するドイツのきめ細やかな対応が可能になったのはなぜだろうか。女性の育児・就業をめぐるドイツ的な規範・イデオロギーが変わったのか、それとも財政難によるものなのかをきちんと区別すると面白い。例えば、規範の話だと、もともとドイツの扶助では片稼ぎの方が得になるケースがあったわけだが、今回の改革で個人単位から世帯単位に変わっており、規範の転換期ととらえうるがどうか。
- (布川) もともとドイツの制度は片稼ぎを前提にしているところはあるのは事実だ。今回就労扶助に注目したのは、日本の今後の政策対応をどうするかということに関連しているからだ。ドイツの場合、給付を行うが、かといって受給者は怠惰にならない—もちろん、就労しないと給付を行わないところもあるが—という特徴がある。うまく説明できないところもあるが、人間の自発性を重視しているところが非常に面白いと思う。もちろん、私はドイツのいいところだけを見ているだけに過ぎないのかもしれないが。
- (星野) 「活性化」というキーワードが生まれた背景は何か。貧困・社会的排除との戦いか。
- (布川) ファーストステップとして、路上に放置したり、職安に行けと命令するだけでな

く、きちんとした生活保障を行う。そのことによってその人の能力を生かすための条件を作ることが強調された。この時に、もちろん「制度に依存する人がいる」という声も聞かれるが、そのような声を否定する議論の方が強い。その上で、セカンドステップとして、「さらに」活性化することが強調されたのである。それに当たっては、福祉と労働の制度間の縦割りを廃止することに力点が置かれたといえる。もちろん、その陰で制裁強化案も出てきてはいるが、いずれにしても事態の推移をもう少し見守る必要があるだろう。

- (橋木) 財政か、社会政策か、とあったが、政権交代で変わったというのが真相ではないのか。財政を社民党が削ったわけだから。
- (布川) そうだ。どこをどう削るか、という効率化、合理化でもあるが。ただし、財政が厳しいからといって、そこまで減らすのか、という見方もできる。また、社会民主党とキリスト教民主同盟との差はそれほど大きくなない。例えば、キリスト教民主同盟のコッホは、失業保険の給付期間をもっと短くすべきだ、としている。
- (後藤) 上をさらに引き上げると言うよりは、下の *able-bodied* に焦点を当てる、というイメージがあるが、どうか。
- (布川) どちらか、とは言えないが、今までにあった労働事務所（サービスを行わない）と福祉事務所（事務員とソーシャルワーカーがいる）の区別が、ジョブセンターの設置によってなくなるのは事実だ。
- (阿部) 基礎所得の対象となるのは、高齢者と就労不可能な者と理解していいか。
- (布川) 高齢者については年金が低い者が対象になる。厳密に言えば、就労不可能な者には障害年金があるので、制度が複雑で分かりにくい。

《自立と個人責任－思想的背景について》

- (布川) 今度はこちらからお尋ねしたい。センの議論と関係するのかどうか分からぬが、自立へ向けて援助するが、個人責任重視で、制裁も課すというのは、ヨーロッパレベルで共通な動きなのだろうか。理論的な面ではどうか。
- (後藤) 近年の動きはセンの議論には反するもので、至ってアメリカ的なものである。このような議論を唱えるのはネオリベラルの政治家がほとんどであって、思想家の名は思いつかない。
- (星野) イギリスだとギデンズがいるが。

《失業扶助について》

- (保護課) 失業扶助という制度は日本にない制度であり、非常に興味深く感じた。ドイツのこの制度は、保険ではなく、税金から財源を調達している。同じ税金なのに、ある程度働いた者には手厚くなるのはなぜか。
- (布川) 従前所得保障という考え方があるからであって、所得の 5~6 割が支給されることになっている。
- (保護課) 日本では雇用保険の見直しが行われたので、それと関連してお聞きしたいが、そもそも失業扶助という制度をどのようにとらえればいいのか悩む。
- (布川) 一般に扶助を受けると怠惰になると言われるが、失業扶助についてはそのような

性質はないという特徴がある。むしろ受給者を押し上げるという構造が成立している。

(保護課) 受給期間の制限がないにもかかわらず、受給期間がそれほど長くないのはなぜか。

(布川) ワーキングプラーを生み出さないために、雇用されている人を守るソーシャル・パートナーシップという考え方方が貫徹しているためだ。

(保護課) 失業扶助を受けている者の年齢が高くなると、社会扶助の適用を受けるのか。

(布川) その通りである。なお、公務員も失業扶助の対象に入っていた。私自身、なくなつてみると、失業扶助という制度の存在が大事であることに気づいた。

(保護課) 失業手当Ⅱと社会手当とは、就業可能性の有無で分けられると聞いたが。

(布川) 全く社会手当と同じになるかどうかは分からぬ。実質的には就職を忌避した場合、今までだと社会扶助の対象となつたが、今後分けられることによって、受給者は就職を受け入れざるを得なくなるだろう。

(2) 「『不正受給』の社会学－生活保護をめぐるモラル・パニック」菊地英明（社人研）

<質疑応答>

(星野) 報告を聞いて、全体的に少々社会学的に過ぎるように思える。言説レベルの分析も大事だが、実態レベルの分析も同時に必要である。例えば 1970～80 年代については産業構造の変化や、老人福祉による生活保護予算の圧迫などの側面があるが。

(菊地) 社会学的過ぎるとの指摘だが、これは 1980 年代の生活保護行政の変容を、社会学の視点を専ら用いた時に、どのように説明可能かを明らかにすることを目的としているためである。したがって本報告の説明が唯一可能な説明であると言うつもりはない。また、本報告のもととなる論文では、実態レベル、特に産業構造の変化についても考察を行っている。ただし、老人福祉に関する視点はなかったので、今後の課題としたい。

(阿部) 不正と濫用という概念上の区別がなされているが、スライド 6 枚目で問題にされているのはやはり不正受給ではないのか。

(菊地) 不正受給とは、非困窮者が受給すること、濫用とは困窮しているが、道徳上の問題から受給するのがふさわしくないとされた者が受給することである。まずその区別を確認したい。その上で言えば、一般に「不正受給」とひとくくりにされてきた現象が論理的には二つに区分されるべきであり、ここではやはり濫用の方が問題にされている、と言わざるを得ない。

(橋木) スライド 10 枚目に不正受給件数が載っているが、この数字は真の不正をどの程度捕捉しているのか。

(菊地) 真の不正がどの程度か、ということは全数調査をしない限りは分からない。ただし、私の意図は、一見「客観的」なものとして捉えられる公式統計が、社会の側の主観的関心によって構築されることと、そしてそれによって得られた「不正の急増」というイメージが、生活保護行政のあり方を規定、ないしは左右したこと

を明らかにすることにある。1981年から82年にかけての変動も、そのコンテクストで読み解いたものである。

(阿部)なぜターゲットになったのは母子なのか。結果論に過ぎないのではないか。ひとり親世帯に対する政策は、近年注目を浴びているので、それとも関連させて答えてほしい。

(菊地)非常に難しい問題だが、当時、離婚が急増していたことと関係があると思われる。言説レベルでは、「勝手に離婚をしておいて、国家に頼るとは何事だ」的な報道が頻繁になされている。母子世帯問題と公的扶助との関係は、別の論文で考察したことがあるが、戦後すぐの戦争未亡人＝（死別）母子世帯が多数を占めていた時代には、生活保護の受給が比較的好意的に見られていたが、1970年代過ぎになると生別母子世帯が多数を占めるに至る。受給者の倫理性と絡む問題である。

(勝又)今、戦争未亡人世帯と公的扶助の関係について発言があったが、昭和20年代の終わりに恩給が創設されて、生活保護からかなりの程度離脱することになったのではないか。

(菊地)言説を追うことに注力するあまり、現実との対応が甘くなっている可能性がある。今後十分に検討したい。

(保護課)123号通知を、あなたはどのように評価するか。

(菊地)非常に難しい問題だが、あくまで暫定的な回答であるとお断りした上で、二つのレベルで評価したい。まず受給者のレベルでは、生活保護受給に対するステigma感が強まったのは事実だろう。それによって漏給が深刻になったとしたら問題である。一方で行政サイドのレベルでは、当時のマス・メディアのバッシング等々の過程を見る限り、通知を出すことは避けられなったとも考えられる。ただし、それによって結果的に問題が悪循環の一途をたどることになったことについては、行政側は反省しなければならないだろう。

以上。

韓国の国民基礎生活保障制度に関する検討

卞在寛(韓国保健社会研究院)

I. 国民基礎生活保障法の制定背景

1. 大量失業と社会安全網の死角地帯

—IMFの管理システムが行われてから、韓国の社会は倒産や閉業、構造調整などによって、労働市場が非常に狭まれ、1997年11月に2.6%(57万人)であった失業率が1999年2月には8.6%(178万人)に至り、史上最高を表した。

—社会保障制度が定着されていない状況から生じた大量失業は、「社会安全網の死角地帯に置かれた失業者」を生み出したわけである。

· '98年に5兆6672億ウォン、'99年に9兆5439億ウォンの社会安全網の予算を投入したにもかかわらず、「社会安全網による保護率」¹⁾は'98年に約35.0%、'99年に60.4%に過ぎなかったレベル

表1.経済危機の以降の失業率の推移

(単位: %、千人)

区分	1997		1998				1999				2000			
	11月	12月	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4
失業率	2.6	3.1	5.6	6.8	7.4	7.4	8.4	6.6	5.6	4.6	5.1	3.8	3.6	3.5 ²⁾
失業者	561 ¹⁾		1,179	1,481	1,597	1,587	1,749	1,435	1,220	1,011	1,092	840	809	779 ²⁾
長期失業者	6ヶ月	88 (16.4)		213 (13.9)			253 (18.6)				131 (14.5)			
	12ヶ月	14 (2.6)		219 (1.4)			52 (3.7)				20 (2.2)			

注: 1)1997年4/4分期の基準

2)10月と11月の平均値

資料: 統計庁『経済活動人口調査』各月刊号.

1) 本稿では、社会安全網の対象の失業者の中で、社会安全網プログラムによって保障を受けているか、または参加している失業者の比率と定義する。